

第33回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成30年5月24日
告示番号 第5号
会議年月日 平成30年5月28日
会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
局長補佐 岩 渕 道 明
企画係長 千 葉 奈津枝
主 任 千 葉 東

本日の案件 第33回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午後1時37分

議 長

本日の出席委員は41名であります。
定足数に達しておりますので、第33回一関市農業委員会総会を開会いたします。

なお、3番 佐々木 栄一 委員、6番 佐藤 均 委員、17番 小山 浩 委員、40番 皆川 清喜 委員より欠席の届け出がありました。

また、13番 齋藤 憲子 委員より遅刻する旨の届け出がございました。

議 長

行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおります。

議 長

議案審議に入る前に、お諮りいたします。

議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に22番 木村 修一 委員、23番 伊藤 勉 委員を指名いたします。

書記には、千葉係長、千葉主任を指名いたします。

議 長

議案審議に入ります。

「報告第80号 専決処分の報告について」を上程いたします。
局長より説明いたさせます。

局長

それでは、1ページをお開き願います。

報告第80号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届け出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、平成30年5月17日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届け出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から3ページの第7号までの7件、7名の方からの相続による届け出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては「相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得」したことの届け出に対し、「審査のうえ速やかに受理不受理を決定し、届け出者に対し通知しなければならない。」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで会長において専決処分し、届け出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「報告第80号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議長

なければ、報告第80号の質疑を終わります。

次に、「報告第81号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局長

それでは、4ページをお開き願います。

報告第81号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届け出であります。記載の第1号から第3号までの3件、3筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届け出書受理後、審査のうえ現状変更する

農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員にも、届け出の内容について通知しております。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土及び切り土などの整備分3件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第81号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

34番
石川誠司委員

この1番の届出人が加藤さんで、所有者が長田さんですか、要するに、亡くなった人の土地を、こういうことはできるのかと不思議に思ったのですけれども。

どういう手続きでこのようなことができるのか教えていただきたいと思います。

局 長 補 佐

私のほうでは、この人が相続人、加藤さんが相続人とかそういうようなことは確認しておりませんが、相続人の方であればこういうようなことはできるかと思えます。

ですので、他人のものを勝手にやったということではないと思いますので、可能だと思います。

議 長

暫時休憩します。

(午後1時44分 休憩)

(午後1時53分 再開)

議 長
局 長 補 佐

会議を再開いたします。

加藤さんという方は、この故長田鐵夫さんの孫ということでございました。

長田さんの娘さんは既に亡くなっているということでしたけれども、その際、相続はしていなかったということでございます。

それで、長田さんのお孫さんの加藤さんが現在、田んぼのほうを作っています、この山崎40-4の一部、この854㎡については、田んぼがぬかるんでいて条件が悪いということでございまして、畑として使いたいの、ここに盛土をしたいというようなことでもございました。

以上でございます。

議 長

よろしゅうございますか。

ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議
議

局

長
長

長

なければ、以上で報告第81号を終わります。

次に、「議案第233号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

5ページをご覧願います。

議案第233号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に花泉地域に係る申請2件でございます。

第1号については、貸付人が労力不足にあり、近隣の借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり平成33年5月31日までの3年間で、物納となっております。

第2号については、貸付人が労力不足にあり、近隣の借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、使用貸借期間は記載のとおり平成35年5月31日までの5年間となっております。

次に、千厩地域に係る申請5件でございます。

5ページから6ページをご覧願います。

第3号については、譲受人が経営規模拡大のため譲渡人から売買により取得しようとするものであり、売買金額は記載のとおりとなっております。

6ページから7ページをご覧願います。

第4号については、譲渡人の後継者である譲受人が、贈与により一括取得するものであります。

7ページから8ページをご覧願います。

第5号については、譲渡人が労力不足の状態にあり、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得するものであり、売買金額は記載のとおりとなっております。

9ページをご覧願います。

第6号については、譲渡人が労力不足の状態にあり、隣接地を所有する譲受人が経営規模拡大のため売買により取得するものであり、売買金額は記載のとおりとなっております。

第7号については、譲渡人が労力不足の状態にあり、近隣の譲受人が経営規模拡大のため売買により取得するものであり、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、東山地域に係る申請1件でございます。

議 長

45番
佐々木敬治委員

議 長

26番
千田幹雄委員

9ページから10ページをご覧願います。
第8号については、譲渡人の後継者である譲受人が、贈与により一括取得するものであります。
次に、川崎地域に係る申請1件でございます。
11ページをご覧願います。
第9号については、譲渡人の後継者である譲受人が、贈与により一括取得するものであります。
次に、藤沢地域に係る申請1件でございます。
12ページをご覧願います。
第10号については、譲渡人が労力不足の状態にあり、近隣の譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得するものであります。
以上10件は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。
以上で説明を終わります。
以上で「議案第233号」の説明を終わります。
ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。
まず、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。
農地法第3条現地調査を報告します。
現地調査日、平成30年5月11日、午前9時より、現地調査員農業委員 佐藤 均、佐藤 多賀幸、私の3名です。
事務局職員として西巻主任主事、支所職員として熊谷産業経済課課長補佐の5人で回りました。
報告内容、第1号から第2号について、別紙現地調査書のとおり、現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。
以上です。
ありがとうございました。
次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。
千厩地域の調査報告を行います。
調査日が平成30年5月11日、午後1時半より行っております。
調査員は農業委員が佐藤、千田、千葉、3名、事務局職員として西巻主任主事、支所職員は畠山産業経済課主査でございます。
内容につきましては、第3号から第7号につきまして、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認により調査いたしました

結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題はないと思われま

す。

議 長

ありがとうございます。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

31番

東山地域での3条現地調査を報告いたします。

吉田和賀子委員

現地調査日、平成30年5月11日、午前9時より、現地調査員千葉委員、佐藤委員、そして私吉田です。

支所職員 渡邊産業経済課課長補佐と同行いたしました。

報告内容、第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

ありがとうございます。

次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。

28番

農地法第3条の現地調査の報告をいたします。

伊藤弘志委員

川崎地域、現地調査日、平成30年5月14日、午前9時より、現地調査員 遠藤、伊藤、2名です。

支所職員 菅原産業経済課課長補佐と同行いたしました。

報告内容、第9号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

ありがとうございます。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

33番

藤沢地域の農地法第3条の現地調査報告を行います。

畠山信吾委員

調査日につきましては、平成30年5月11日、金曜日、午前10時30分よりでございます。

調査員は 佐々木 栄一 委員、佐藤 久仁子 委員と、それから私 畠山でございます。

同行いたしましたのは、事務局職員の西巻主任主事と支所職員の佐藤 希 産業経済課の主事でございます。

第10号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が

		<p>図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われ ます。</p>
議	長	<p>以上でございます。 ありがとうございました。 以上で現地調査の結果についての報告を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。 「議案第233号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に 対する可否について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。 よって、「議案第233号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第234号 農地法第4条第1項の規定による許可 申請に対する意見について」を上程いたします。 内容等については朗読を省略し、直ちに説明いたします。 局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐		<p>13ページをお開き願います。 議案第234号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に 対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。 次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の 提出がありましたので、可否について意見を求めるものでござい ます。 本議案に係る申請は1件で、一関地域に係るものでございま す。 第1号は、申請人が集合住宅を建築したいので転用申請するも のでございます。 農地区分は第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資 する施設として集落に接続して設置するものであることから転用 に問題ないものと判断いたしました。 なお、適用法令等を確認したところ、第4条第6項各号の規定 に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満 たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。 以上で説明を終わります。</p>

議 長

以上で「議案第234号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、一関地域の担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

2番
永畠幸一委員

それでは、一関地域の第4条現地調査報告書を報告いたします。

現地調査日、平成30年5月14日、午前9時から、現地調査員永畠、佐藤、菅原農業委員でございます。

事務局職員については小野寺局長、阿部主任主事、千葉 東 主任でございます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関市役所から南西に約2.6kmの位置にあり、周囲は東側が駐車場、西側が農地、南・北側が宅地となっております。

申請人が集合住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定としていることから、周辺農地に影響はございません。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第234号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第234号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第235号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

14ページをお開き願います。

議案第235号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出がありましたので、可否について意見を求めるものでございます。

本議案に係る申請は14件で、一関地域が9件、大東地域が3件、室根地域が1件、藤沢地域が1件でございます。

第1号は、譲受人が自己住宅を建築したいので、母から贈与を受けて転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第2号は、借受人が太陽光発電パネルを設置したいので、祖父から賃貸借して転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第3号と15ページの第4号ですが、譲受人が宅地分譲したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

第5号から第7号までは、譲受人が宅地分譲したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

それから、第8号は、譲受人が宅地分譲したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

第9号は、借受人は、現在、妻の実家で妻子とともに暮らしておりますが、手狭になってきたことから自己住宅を建築したいので、妻の父から使用貸借して転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

17ページをお開き願います。

第10号は、譲受人が自己住宅を建築したいので、父から贈与を受けて転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

それから、第11号は、譲受人が自己住宅を建築したいので、父から贈与を受けて転用申請するものでございます。

これも第2種農地と判断してございます。

それから、第12号ですが、譲受人が自己住宅を建築したいの

で、父から使用貸借して転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

それから、第13号は、借受人が本宿の沢（2）筋本宿地区砂防（堰堤工・付替道路工）工事に伴う仮設道路として利用したいので一時転用申請するものでございます。

期間は許可日から1年間でございます。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、3年以内の一時転用であり、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

それから、第14号は、借受人が自社の用に供するための駐車場を整備したいので、所有者から賃貸借して転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりでございます。

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第235号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

2番
永島幸一委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、一関地域の調査報告を申し上げます。

現地調査日並びに調査員については、第4条と同じでございますので、割愛させていただきます。

報告内容、第1号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定としていることから、周辺農地に影響はありません。

第2号、申請人が太陽光パネルを設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はありません。

第3号、第4号、申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定としていることから、周辺農地に影響はございません。

次のページになります。

第5号から第7号になります。

議 長
35番
南浦秀山委員

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はございません。

第8号、申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続をする予定としていることから、周辺農地に影響はございません。

第9号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定としていることから、周辺農地に影響はございません。

以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域についてご報告いたします。

農地法第5条現地調査報告書、現地調査日、平成30年5月11日、午後1時30分から、現地調査員、農業委員 鈴木、小野寺、私 南浦、事務局職員 岩淵局長補佐兼農地係長、支所職員 白沢研一 産業経済課主任主事、熊谷産業経済課主任主事、計6名で現地調査をいたしました。

報告内容、第10号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

第11号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

第12号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

議 長
10番
芳賀武郎委員

農地法第5条現地調査報告、室根地域、現地調査日は平成30年5月11日、金曜日、午前9時30分、調査員は農業委員 千葉委員と私 芳賀、事務局職員 岩淵局長補佐、支所職員 土屋産業経済課主任主事でございます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり問題ないと思われますので報告いたします。

		記、第13号、申請人が本宿の沢筋本宿地区砂防（堰堤工・付替道路工）工事のため残土置き場、仮設道路のための一時転用であり、公共性が高く、転用面積は必要最小限で、周辺農地に影響はありません。
		以上です。
議	長	ありがとうございました。
33番		次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。
畠山信吾委員		藤沢地域の第5条の現地調査報告をいたします。
		調査日、調査員につきましては、先ほどの第3条と同じでございます。
		第14号につきまして、申請人が社用車用の駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はありません。
		以上でございます。
議	長	ありがとうございました。
		以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。
		審議願います。
		（なしの声あり）
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		（異議なしの声あり）
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第235号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
		（挙手満場）
議	長	挙手満場です。
		よって、「議案第235号」を許可相当と決します。
議	長	次に、「議案第236号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		19ページをお開き願います。
		議案第236号 農地転用事業計画変更申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。
		次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出がありましたので、意見を求めるものでございます。
		併せて、第2号につきましては、承認を受けた後、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請書の提出があった場合は、許可

相当とすることについて意見を求めるものでございます。

本議案に係る申請は、農地法第5条に係る申請が、一関地域が1件、大東地域が1件、室根地域が1件でございます。

第1号は、平成29年1月13日付けで集合住宅4棟を建築する目的で5条許可があったものでございますが、現在2棟が着工済みであり、残り2棟についてはこれから着工することから転用期間を延長しようとするものでございます。

なお、期間以外の事業の内容の変更はありません。

第2号は、平成26年5月15日付けで自己住宅を建築する目的で5条許可があったものでございますが、転用事業者が住職であり、檀家が寺院内に住宅を建ててくれたことから、申請地に住宅を建築する必要がなくなり、変更後の転用事業者に事業を承継しようとするものでございます。

それから、20ページをお開き願います。

第3号は、平成27年7月16日付けで岩石採取工事のための仮設道路として一時転用する目的で5条許可があったものでございますが、採取した岩石の搬出作業及び搬出後の場内水路、植木植栽等の整備を行うため、転用期間を延長しようとするものでございます。

なお、岩石の採取は終了し、搬出期間は平成30年10月31日までの予定でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で「議案第236号」の説明を終わります。
審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第236号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 満場です。

よって、「議案第236号」を許可相当と決します。

議 長 次に、「議案第237号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」、「議案第238号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第5条第1項の

局長 補 佐

規定による許可申請に対する意見について」、以上2件は関連しますので一括上程いたします。

なお、説明は議案の朗読を省略いたします。

局長補佐より説明いたします。

21ページと22ページをご覧いただきたいと思います。

議案第237号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案第238号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容について、一括してご説明いたします。

まず、議案第237号、それから議案第238号の営農型発電設備設置資料ということで、A3判の資料を準備しておりましたので、これについても併せてご覧いただければと思います。

本件の2議案につきましては、どちらも藤沢地域に係る申請でございます。

借受人が営農型太陽光発電パネルを設置したいので、営農を行う地上部分は3条許可による地上権設定の申請が、また、太陽光発電パネルを設置する農地の上部空間には5条許可による使用貸借権設定の申請書が提出されたものでございます。

今回は、営農は貸付人が行い、それから売電は借受人が行うこととなっています。

農地区分ですが、農振農用地区域内に存在する農地でございまして、農業を行いながら発電も行うもので、3年以内の一時転用であり、作物の栽培等の状況を見ながら更新していくこととなるものでございます。

今回の土地の選定理由でございましてけれども、周囲に日光を遮るものがなく、また、造成の必要のない平らな土地であり、送電設備までの距離が短く、周辺農地への影響がないことから選定したということでございます。

また、作物につきましては万次郎かぼちゃを選定しており、比較的光を必要としない作物で、太陽光発電パネル下部でも生育できる採光が確保できると見込まれ、標高の高い場所に適した作物で、生命力が強く、カボチャ栽培に大きな影響はないということで、(株)ファーマーズれいほくより意見書が併せて提出されているものでございます。

なお、(株)ファーマーズれいほくでございますが、このA3判の

資料の最後に概要というものを探してみたのですが、特にはありませんでしたので、インターネットからファーマーズれいほくの業務内容を抜粋して載せてございます。

ファーマーズれいほくですが、高知県北部の標高1,000mの場所で、今回の申請と同様に営農型太陽光発電パネルの下で万次郎かぼちやを栽培しているというような会社でございます。

また、効率的な農作業を行うため、今回は耕耘機と刈払機を導入の予定ということでございますけれども、2mくらいの高さの中で耕耘機や刈払機などでの作業に支障がないように支柱高や間口を確保しているというようなことでございます。

なお、今回の営農型発電設備につきましては、農地の上に区分地上権を設定するわけでございますけれども、その際には農地法第3条第2項各号の要件を満たす必要はないですが、処理基準においては権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者、今回の件ですと転用事業者の s m i l e さんということになりますけれども、その s m i l e さんの同意を得ていると認められる場合に限り許可することができるというようなことになってございます。

それで、5条の方が許可になれば、その同日付けで3条の方が許可になるというようなことになるものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第237号、議案第238号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、藤沢地域の担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いいたします。

33 番

畠山信吾委員

今、説明がありました営農型発電設備の設置に係る現地調査報告をいたします。

調査日、調査員につきましては、先ほどの3条、5条と同じでございますので、割愛します。

2か所、2筆でございますが、土地利用状況図を見ていただくとわかるのですが、字名は違いますが、隣接した字名でございます。わりと近いという所でございます。

土地の所有者は、いずれも同じ方でございます。

以上、報告いたします。

申請人が営農型太陽光発電パネルを設置しようとするものであり、工事に伴う排水はなく、雨水は藤沢土地改良区が管理する既

設の水路に集水し処理されることから周辺農地に影響はございません。

また、下部に作付けする作物への日照は、設計上一定量が確保されるため、生育に支障は生じないと思われるものでございます。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果についての報告を終わります。

審議願います。

34番

石川誠司委員

このA3の方の中を見ますと、カボチャというのはわかりますけれども、耕耘機や刈払機など、それからどれぐらいの従業員がいるのか、その人数がわからないですし、収穫したカボチャはどのように処理するのか、これらがカボチャだから多分、この支柱を這って行って上の方に伸びていくのではないかと思ったり、結構そのような作業があるのではないかと思ひまして、まず従業員の数、それから収穫したものをどこに持っていくのか、そういうのも具体的にわかればと思っています。

議 長

暫時休憩いたします。

(午後2時38分 休憩)

(午後2時48分 再開)

議 長

再開いたします。

今もって転用事業者へ照会中でございますので、判明次第、追って報告いたしたいと思ひます。

ご了解願います。

ほかにごございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

初めに、「議案第237号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第237号」は、議案第238号の県の転用許可が出された同日付けで、許可を行うこととします。

議長
議長
局長補佐

最後に、「議案第238号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

挙手満場です。

「議案第238号」を許可相当と決します。

次に、「議案第239号 一関市農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

23ページをお開き願います。

議案第239号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案の内容についてご説明いたします。

一関市長より、一関市農用地利用集積計画書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

25ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、利用権貸借が13件、所有権移転が2件、農地中間管理事業に係る貸借で個別案件が2件、集団案件が1件でございます。

初めに利用権貸借でございますが、第1号から26ページの第4号まで、これは一関地域に係る申請でございます。

それから、第5号から28ページの第8号までの4件でございますけれども、これは花泉地域に係る申請となっております。

それから、第9号と第10号の2件につきましては、大東地域に係る申請でございます。

30ページをお開き願います。

第11号と第12号の2件ですが、これは千厩地域に係る申請でございます。

それから第13号は、藤沢地域に係る申請でございます。

次に所有権移転でございます。

第1号と第2号ですが、これは大東地域に係る申請となっております。

32ページをお開き願います。

次に農地中間管理事業に係る個別案件でございます。

第1号と第2号は、藤沢地域に係る申請でございます。

33ページをお開き願います。

		これは農地中間管理事業に係る集団案件となっております。 第1号は、藤沢地域に係る申請でございます。 以上、各申請の詳細については記載のとおりでございますので ご覧願います。 また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第 3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するもので あること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たして いること」の各要件を満たしております。 以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第239号」の説明を終わります。 なお、貸借権設定第1号について24番 佐藤 徹 委員が、農業 委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当 いたしますので、これを除き審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第239号 一関市農用地利用集積計画の決定につい て」、貸借権設定第1号を除き可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。 よって、「議案第239号」を、貸借権設定第1号を除き可と決 します。
議	長	次に、貸借権設定第1号について審議いたします。 佐藤 徹 委員は退室願います。 (午後2時55分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第239号 一関市農用地利用集積計画の決定につい て」、貸借権設定第1号を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。 よって、「議案第239号」、貸借権設定第1号を可と決しまし

た。

議 長 佐藤 徹 委員は入室願います。
(午後 2 時56分 入室)

議 長 佐藤 徹 委員に申し上げます。
「議案第239号」、貸借権設定第 1 号は可と決しました。

議 長 ここで、申し入れのありました阿部 東悦 委員の早退を許可いたします。
ご苦労さまでした。
(阿部 東悦 委員 退室)

議 長 次に、「議案第240号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。

局 長 補 佐 局長補佐より説明いたさせます。
34ページをお開き願います。
議案第240号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否についての議案の内容についてご説明いたします。
次のとおり、農地法の適用外証明願の提出がありましたので、可否についての決定を求めるものでございます。
本議案に係る申請は 5 件で、一関地域、大東地域、千厩地域、室根地域、藤沢地域それぞれ各 1 件でございます。
申請の内容につきましては35ページまで記載してございますのでご覧願います。
いずれの案件も、農地以外になってから20年以上経過または農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。
以上で、説明を終わります。

議 長 以上で「議案第240号」の説明を終わります。
ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いいたします。
一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

2 番 永島幸一委員 それでは、一関地域の適用外現地調査報告を申し上げます。
現地調査日並びに調査員については、第 5 条と同じでございますので、割愛させていただきます。
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり問題ないと思われますので報告いたします。
第 1 号、申請地は、J R 一ノ関駅から東に約2.6kmの位置にあり、周囲は東側が雑種地（現況は山林）、西側が畑、同じく山

	<p>林、南・北側が山林となっております。</p> <p>昭和60年頃から耕作管理ができず山林化しており、既に農地性は失われております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>35番 南浦秀山委員</p>	<p>ご苦労さまでした。</p> <p>次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>大東地域についての適用外の現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、現地調査員は5条と同じでございますので、割愛させていただきますのでお目通し願います。</p> <p>報告内容、第2号、昭和43年頃から宅地への進入路として利用されており、既に農地性は失われており、問題ないと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>26番 千田幹雄委員</p>	<p>ご苦労さまでした。</p> <p>次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>千厩地域の適用外の調査報告を行います。</p> <p>調査日、調査員につきましては、第3条と同じでございますので、割愛させていただきます。</p> <p>報告内容ですが、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり問題ないと思われま</p> <p>すので報告いたします。</p> <p>第3号、申請地は、市役所千厩支所から北に約3.5kmの位置にあり、周囲は東側が農地、西側と南側が農地及び山林、北側が山林となっております。</p> <p>昭和59年頃から耕作管理ができず原野化しており、既に農地性は失われております。</p>
<p>議 長</p> <p>10番 芳賀武郎委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>適用外現地調査報告書、室根地域、調査日、調査員は5条と同じでございますので、割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり問題ないと思われま</p> <p>すので報告いたします。</p> <p>第4号、申請地は、室根支所から南に約7.5kmの位置にあり、周囲、東西南北全て山林となっております。</p> <p>平成元年頃から耕作管理ができず山林化しており、既に農地性</p>

議長

33番
畠山信吾委員

は失われております。

以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤沢地域の適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員につきましては、3条、5条、それから営農型発電の場合と同じでございます。

第5号につきまして報告いたします。

申請地は、市役所藤沢支所から北西に7.5kmの位置にございまして、3筆ございしますが、いずれも増沢字下田地内にありまして、宅地、母屋を取り囲むような形で3筆ございします。

84番地の2につきましては、平成元年頃から耕作管理ができず山林化しており、既に農地性は失われております。

85番地の1につきましては、平成5年頃から車庫用地及び庭として使用しており、既に農地性は失われております。

85番地の10につきましては、昭和50年頃から耕作管理ができず原野化しており、既に農地性は失われております。

3筆とも問題はないと思われまので報告いたします。

議長

5番
千葉ひろあき委員

局長 補佐

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果についての報告を終わります。

審議願います。

3号案件でございますが、この所有者が相続財産管理人になっているのですが、この内容についてもう少し詳しくご説明願えればと思います。

これにつきましては、菅原和治さんの相続人が誰もいなくてどうか、相続をしたくないというようなことがありまして、裁判所のほうから司法書士や行政書士などといった方が選任されまして、加藤さんが相続財産の管理人ということになったものでございます。

それで、加藤さんのほうで処分をして、農地ではなくしようというようなことでございます。

議長

5番
千葉ひろあき委員

納得するまで聞いてください。

よろしゅうございますか。

もう少しわかるように説明してください。

何か、いわくつきの内容があるのでしょうか。

あるのでしょうね。

議	長	<p>暫時休憩いたします。 (午後 3 時07分 休憩) (午後 3 時08分 再開)</p>
議	長	<p>再開いたします。 ほかにご質問ございませんか。 (なしの声あり)</p>
議	長	<p>なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第240号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。 よって、「議案第240号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第241号 平成29年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。</p>
局	長	<p>資料別綴りで36と書いてある資料がございます。 36ページをご覧願いたいと思います。 議案第241号 平成29年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について、ご説明いたします。 これは、農業委員会の事務につきまして、その運営の透明性を確保するため、特に農地等の利用の最適化の推進状況やその他農業委員会における事務の実施状況について、情報の公表が義務付けられていることから、報告のとおり決定することについて議決を求めるものであります。 37ページをご覧願います。 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の内容についてであります。Ⅰ農業委員会の状況は、農業の概要、農業委員会の現在の体制ということでありまして、ここにつきましてはお目通しいただきたいと思っております。 38ページをご覧願います。 Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化の状況であります。平成29年度の目標及び実績につきまして、平成29年度は9,017haの</p>

集積目標を掲げたところでしたが、集積実績は9,000haで、新規の集積実績は73ha、達成状況は目標の99.81%とほぼ目標を達成いたしました。

農地中間管理事業を活用した合意形成が担い手への農地集積に効果的であったという評価をしているところでございます。

39ページをご覧ください。

Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、平成29年度の目標及び実績につきまして、参入目標は4経営体、参入目標面積は24haでしたが、参入実績は3経営体、38haと参入数は目標に届きませんでした。面積は目標を上回ることができました。

関係各機関と連携して就農相談を行っていた中で、参入者への適切な支援が行われたものと評価をしているところでございます。

40ページをご覧ください。

Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価であります。平成29年度の目標及び実績について解消目標を200haとしたところ、解消実績は241haと達成状況は120.50%でありました。

主な解消理由は、農地への再生が156ha、荒廃農地化が81haであり、農地への再生面積が多かったのは評価できるところでございます。

41ページをご覧ください。

Ⅴ違反転用への適正な対応についてであります。農地パトロールなどの結果、違反転用農地は確認されなかったところでございます。

42ページをご覧ください。

Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検であります。農地法第3条に基づく許可事務及び農地転用に関する事務については、農業委員と事務局職員により、申請書類の確認、現地調査などを行い総会で審議し、その結果は市のホームページで公表しているところであります。

43ページをご覧ください。

農地所有適格法人からの報告への対応であります。提出の遅れる法人があることから、督促をして報告の指導を行っております。

情報の提供等については、賃借料情報、農地の権利移動の状況

議 長
30番
遠藤勝幸委員

局 長 補 佐

等適切に公表、報告をしているところであります。

44ページをご覧ください。

VII地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、該当がなかったところであります。

VIII事務の実施状況の公表については、総会の議事録及び活動計画の点検・評価について、市のホームページにより公表しているところでございます。

農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出については、一関市長に農政課題に係る意見書の提出をしたところであります。

議案第241号の説明は以上であります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

以上で「議案第241号」の説明を終わります。

審議願います。

43ページの農地所有適格化法人からの報告で、57法人あるうち、督促をして提出、または提出していなかった法人が35あるということですが、督促をしてという意味合いを含めると、意外と関心がないというか、決まったことを守らないと言ったら言い過ぎですが、軽く考えがちな法人というように考えてもいいというように思います。

そのような法人が半分以上あるということですが、この農地適格化法人というのは57法人あるわけですけれども、例えばどのような法人等があるのか教えていただきたいと思えます。

川崎でいえば門崎ファームですが、門崎ファームはそのような適格法人ということになってございます。

この法人については、他の受託作業など、そういうような感じになってございますが、そういうような所もございまして、それから藤沢で国営農地を使ってリンゴを生産している法人がございまして。

それから、各地域にも門崎ファームのように水田を集積して経営をしているという所もありますし、あとは酪農をしている所で法人化しているという場合もございまして。

あとは、会社で、会社というか、そのほかにも、藤沢以外ですけれども、リンゴを作っているところなどというのもございまして。

提出されていない法人につきましては、大体決まった法人が提

30番
遠藤勝幸委員

出されていないというような状況にあるわけでございますけれども、意識が低いといえはそのとおりなのかなということだとは思っています。

いずれ、督促や電話をかけるなどして、何とか出してもらおうようにしているのですけれども、なかなか出てこないというのが現状でございます。

農業が厳しい状況というのは皆さんご承知のとおりでしょうけれども、やはりこのような土地というのは、多分優良農地を持っていると思います。

それが荒らされないように、遊休農地にならないようにやはり指導していくことが必要ではないかと思ってお聞きしたわけなので、やはりその辺も注視していきたいというように思っています。

以上です。

議 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第241号 平成29年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第241号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第242号 平成30年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

資料の45ページをご覧ください。

議案第242号 平成30年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画の決定についてをご説明いたします。

これは、平成29年度の実績と評価をもとに、平成30年度の農業委員会の活動方針及び活動計画について議決を求めるものであります。

46ページをご覧ください。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画であります
が、Ⅰ農業委員会の状況については、農家・農地等の概要、農業
委員会の現在の体制でありますので、お目通しいただきたいと思
います。

47ページをご覧ください。

Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化であります、平成30年
度の目標集積面積を9,090ha、うち新規集積面積を90haとしてお
ります。

Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、平
成30年度の目標を、2経営体、参入目標面積を20haとしておりま
す。

48ページをご覧ください。

Ⅳ遊休農地に関する措置については、平成30年度の遊休農地の
解消目標面積を100haとしております。

農地利用最適化推進業務は、農業委員会の重点業務に位置づけ
られておりますが、以上の担い手への集積面積、新規参入の経営
体、遊休農地の解消面積の目標につきましては、市の農政課と協
議しながら現実的かつ積極的な目標を設定したものでございま
す。

Ⅴ違反転用への適正な対応については、農地パトロールを実施
し、違反転用の確認を引き続き強化していくこととしておりま
す。

議案第242号の説明は以上であります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

以上で「議案第242号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第242号 平成30年度一関市農業委員会の目標及びその
達成に向けた活動計画の決定についてを可と決する方は挙手願
います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第242号」を可と決します。

局長 補佐

先ほど、答弁を保留していた件について、ここで申し上げたいと思います。

先ほどの営農型発電設備に関する質問に対する回答ということでございますけれども、作業員につきましては1人でやるということでございます。

それから、カボチャをどう処理するかということでございますけれども、これにつきましては千葉の業者の方に出荷するというようなことございました。

以上でございます。

議
議

長
長

質問者、よろしゅうございますか。

以上で全議案が終了いたしました。

第33回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後3時25分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員